

須賀川市発注工事における現場代理人の常駐義務緩和に関する運用基準

須賀川市工事請負契約約款第 10 条第 3 項に定める工事現場における現場代理人の常駐義務の緩和措置について、以下に定める事項により運用するものとする。

1 対象工事

本市又は福島県及び本市に隣接する市町村（以下「県等という。」が発注している工事で、次のいずれかに該当する場合は、現場代理人を兼務することができるものとする。

ただし、本市及び県等がそれぞれ現場代理人の兼務を認めた工事に限る。また、現場代理人と主任技術者の兼務は要件としない。

(1) 同一の主任技術者が管理できる工事

兼務できる工事件数は 2 件までとする。

※同一の主任技術者が管理できる工事とは、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工に当たり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が概ね 10 k m 程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する工事をいう。

ただし、発注機関が同一であり現場間の最短経路が概ね 100m 以内で、一体とした現場管理が可能な工事は、2 件以上の兼務を可とする。

(2) (1) 以外で、次のすべての要件に該当する工事

ア 工事現場がいずれも市内であること。

イ 契約金額が 4,500 万円未満（建築一式工事の場合は 9,000 万円未満）であり、かつ、先行工事の契約金額が 4,500 万円未満（建築一式工事の場合は 9,000 万円未満）であること。

この場合において、同時に現場対応できる工事の件数は、契約金額の合計額が 4,500 万円未満（建築一式工事の場合は、9,000 万円未満）のときは 3 件とし、4,500 万円以上（建築一式工事の場合は、9,000 万円以上）のときは 2 件とする。

2 緩和を行う場合の周知について

(1) 緩和の対象となる工事については、入札公告又は入札執行通知に現場代理人の常駐義務緩和の対象工事である旨の記載があること。なお、工事内容等により、緩和の対象とならない場合がある。

3 緩和に係る申請について

(1) 本市が発注する他工事と兼務する場合

現場代理人を兼務しようとするときは、契約締結時に別紙 1「現場代理人の常駐義務緩和に係る申請書」を工事発注課に申請するものとし、その承認を得なければならない。

(2) 県等が発注する工事と兼務する場合

現場代理人を兼務しようとするときは、兼務の可否について別紙 1「現場代理人の常駐義務緩和に係る申請書」により本市に、また、県等が定める様式により県等にそれぞれ申請するものとし、契約締結時まで双方から承認を得た上で別紙 2「現場代理人及び主任技術者通知書」に県等が発行した承認書の写しを併せて提出するものとする。

4 変更契約時の取扱い

現場代理人が複数現場を兼務している工事について、設計変更等による変更契約により、対象工事の条件1の(2)を満たさなくなった場合についても、当該兼務を認めるものとする。

ただし、品質管理や安全管理に支障があると判断される場合には、現場代理人の兼務を取り消す場合がある。

5 現場代理人が複数現場を兼務した場合の条件等

緩和が承認された工事現場においては、次の事項を履行すること。なお、履行されていないことが確認された場合、緩和の承認を取り消すものとする。

- (1) 現場代理人が不在となる工事現場では、工事現場の取締りのほか工事施工に関する事項を処理できる責任者を社内において指定し必ず配置すること。この場合において、責任者を明確にさせるために指定した者に腕章等を着用させること。
- (2) 現場代理人は、必ずいずれかの工事現場に駐在すること。
- (3) 現場代理人が工事現場を離れるときは、現場の安全管理の徹底を図るとともに、監督員と必ず連絡が取れる体制を構築すること。

※ ただし、緩和の承認を受けた工事の施工に当たっては、次の場合に限り上記(1)、(2)、(3)の留意事項を除外する。

- ア 契約後の準備期間中で、現場に着手していないとき
- イ 工事が完了して竣工検査の待機中となっているとき
- ウ 他の工事が中止又は休止となっているとき

- (4) 連絡体制表を作成し、それぞれの監督員に提出すること。
- (5) 現場代理人は、1日に1回以上は当該工事現場に駐在し、現場管理に当たること。

6 その他

緩和を承認した工事において、安全管理等現場管理の不徹底に起因する事故の発生など現場の進捗に支障が生じた場合は、承認を取り消し、新たに各々の現場代理人を配置させるものとする。この場合において、現場代理人を新たに配置するまでは工事を停止し、停止期間による工期延長は認めないものとする。

なお、現場代理人の常駐義務緩和措置は、国などの公共工事等との兼務を認めるものではありません。また、本運用基準に定めのない事項は、都度発注者と協議するものとする。

附 則
(施行期日)

- 1 この運用基準は、平成28年7月1日以降に契約する工事から適用する。
(廃止)
- 2 現場代理人の常駐義務緩和措置の試行（平成27年1月23日）については、廃止する。

附 則
この運用基準は、令和3年4月1日以降に契約する工事から適用する。

附 則
(施行期日)

- 1 この運用基準は、令和5年1月1日から適用する。
(経過措置)
- 2 この運用基準の適用前に契約した工事についても、この運用基準に係る先行工事とすることができる。

附 則
(施行期日)

1 この運用基準は、令和 7 年 2 月 1 日から適用する。

(経過措置)

2 この運用基準の適用前に契約した工事についても、この運用基準に係る先行工事とすることができる。

現場代理人の常駐義務緩和に係る申請書

1 他の工事①	
発注機関	
担当課名	
工事番号・工事名	第 号
工事箇所	
工事概要	
契約額	
工期	年 月 日 ～ 年 月 日
※契約前で工期が定まってい ない場合はこちらに記入すること	開札(見積)予定日 年 月 日 予定工期 年 月 日から 年 月 日まで
主任技術者 氏名	
2 他の工事②	
発注機関	
担当課名	
工事番号・工事名	第 号
工事箇所	
工事概要	
契約額	
工期	年 月 日 ～ 年 月 日
※契約前で工期が定まってい ない場合はこちらに記入すること	開札(見積)予定日 年 月 日 予定工期 年 月 日から 年 月 日まで
主任技術者 氏名	
3 現場代理人 氏名	
上記予定現場代理人を、第 号 工事(工期： 年 月 日 ～ 年 月 日、契約額：¥ 円)の現場代理人とすることについて承認願います。 年 月 日 須賀川市長 受注者 所在地 商 号 代表者	
(発注機関承認欄) 上記配置予定現場代理人を当該工事の現場代理人とすることについて 1 承認します。 2 承認できません。 年 月 日 須賀川市長 印 (承認された場合の留意点) 1 須賀川市発注工事における現場代理人の常駐義務緩和に関する運用基準「5 現場代理人が複数現場を兼務した場合の条件等」に定めた事項を履行することを条件とします。 2 契約締結時に、他の常駐義務緩和工事の発注機関からの承認書及び条件書等の写しを提出してください。なお、本様式は須賀川市に申請するためのものであり、他の発注機関に申請する際は、当該発注機関が定めた手続きによります。 3 他の発注機関の承認が得られなかった場合、承認は無効となります。	

注1 申請書は2部提出すること。

注2 発注機関が異なる場合は、工事場所が分かる位置図等を添付すること。

現場代理人及び主任技術者等通知書

年 月 日契約を締結した、 工事（工期 年 月 日～ 年 月 日）
について、須賀川市工事請負契約約款第 10 条の規定に基づき、本件工事の現場代理人及び主任技術者等（主任技術者又は監理技術者及び監理技術者補佐）を下記のとおり定めたので、別添経歴書を添えて通知します。
（契約権者）

様
年 月 日
受注者 住 所
氏 名

記

1 現場代理人（通知日現在、下記工事を除き、他の工事において現場代理人・主任技術者等でないことを報告します。）

氏 名		権 限			
(年 月 日生)		1 約款第10条第2項に規定する権限のすべて			
		2 上記のうち を除く。			
年 月 日現在、今回契約を締結した工事の工期において、現場代理人・主任技術者等になっている他の工事は次のとおりです。					
発注者	工事番号	工期	請負額	現場代理人等	常駐義務緩和

（注） 1 該当する事項の番号を○で囲むこと。
2 建設業法上の営業所の専任技術者である者は現場代理人にはなれない。
3 現場代理人の常駐義務の緩和を承認された場合を除き、現場代理人は工事現場に常駐する必要がある。
（他の工事において現場代理人である者、主任技術者等である者は、当該工事の現場代理人になれない場合がある。）

2 主任技術者又は監理技術者及び監理技術者補佐

施 工 形 態		技 術 者				
1 すべて自社施工する。		区分	氏 名	役 職	資格の名称	
		主 任 技術者	(年 月 日生)			
2 一部下請施工する。		区分	氏 名	役 職	資格の名称	資格者証番号
下 請 金 額 区 分	i 下請総額 <u>5,000</u> 万円未満	主 任 技術者	(年 月 日生)			—
	ii 下請総額 <u>5,000</u> 万円以上	監 理 技術者	(年 月 日生)			
		監 理 技術者 補 佐	(年 月 日生)			—

（注） 1 「施工形態」の欄は、該当する事項の番号を○で囲むこと。
2 下請総額 5,000 万円は、建築一式工事の場合は、8,000 万円となる。
3 監理技術者資格者証の交付を受けている技術者は、その写し（表、裏とも）を添付すること。
4 記載事項に変更が生じた場合には、速やかに再提出すること。（上欄の変更を○で囲むこと。）
5 建設業法上の営業所の専任技術者である者は専任の主任技術者等にはなれない。
6 請負金額が 4,500 万円（建築一式工事にあつては 9,000 万円）以上の工事における主任技術者等は、工事現場ごとに専任の者であること。（この場合、他の工事において現場代理人である者、主任技術者等である者は、当該工事の主任技術者等にはなれない。）

《監督員確認欄》

職 氏名	職 氏名
現場代理人常駐義務発生日（現場着手日） 年 月 日	主任技術者等の専任義務発生日（工事着手日） 年 月 日

※以下は請負金額が 500 万円以上の場合は、施工体制点検によるため記入不要。

職 氏名	職 氏名
確認月日 確 認 結 果	確認月日 確 認 結 果
現場確認の結果、上記記載事項に相違 1 ない 2 ある	現場確認の結果、上記記載事項に相違 1 ない 2 ある

経 歴 書

氏 名		法第7条第2号の該当区分	イ ロ ハ
生年月日		現 住 所	
学 歴 経 験 資 格 等	最 終 学 校 学 科 名	卒 業 年 月 日	
	主として実務経験 した建設工事の種類	実 務 経 験 年 数 等	
	そ の 他 の 資 格 等	取 得 年 月 日	

工 事 経 歴

工 事 名	路線・河川名	工 事 期 間	摘 要
		年 月 日 年 月 日	
		年 月 日 年 月 日	
		年 月 日 年 月 日	
		年 月 日 年 月 日	
		年 月 日 年 月 日	
		年 月 日 年 月 日	

（直前3年間の主な実務工事を記入すること。）

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

氏 名

（注 1）主任技術者又は監理技術者が所属建設会社との直接的かつ恒常的な雇用関係（専任の場合は、入札申込日以前に3ヶ月以上）にあることを確認するため、請負者は、「現場代理人及び主任技術者等通知書」に経歴書を添付するほか、提出時に『健康保険被保険者証』又は『監理技術者資格証』等、請負業者との雇用関係が証明できる書類を提示すること。

(参考様式)

現場代理人の常駐義務緩和対象工事に係る連絡体制表

受注者名			
住所			
電話番号			
現場代理人			
携帯電話番号			
工事概要			
工事番号			
工事名			
施工箇所			
請負額			
工期	～	～	～
担当課			
電話番号			
監督員			
現場責任者等連絡先			
主任技術者			
携帯番号			
責任者			
携帯番号			
その他の連絡先： (安全衛生担当者、専門技術者等を記載すること。枠は必要に応じて増減すること。)			
携帯番号			
携帯番号			
携帯番号			

*常駐義務緩和の承認を受けた場合には、連絡体制表を作成し、それぞれの監督員に提出すること。

*緩和の対象が増えた場合には、関係するすべての監督員に提出すること。